

平成27年(行ケ)第10239号
無効審判審決取請求事件

船舶事件

H29 3/25 淡路町ゼミ
石本 貴幸

・権利者

三菱重工業株式会社
株式会社日立製作所

・原告(22社)

ジャパンマリンユナイテッド株式会社
川崎重工業株式会社
佐世保重工業株式会社
住友重機械マリンエンジニアリング株式会社
内海造船株式会社
株式会社名村造船所
函館どつく株式会社
三井造船株式会社
株式会社新来島どつく
常石造船株式会社
サノヤス造船株式会社
株式会社大島造船所
今治造船株式会社
尾道造船株式会社
株式会社JMUアムテック
株式会社臼杵造船所
南日本造船株式会社
四國ドック株式会社
福岡造船株式会社
JFEエンジニアリング株式会社
一般社団法人日本船主協会

1. 出願日 平成19年9月13日
2. 登録日 平成22年5月14日
3. 無効審判①請求日 平成23年12月6日(訂正請求:平成24年3月26日)
(無効2011-800251 請求人:株式会社新来島どつく)
4. 無効審判②請求日 平成23年12月22日(訂正請求:平成24年4月10日)
(無効2011-800262 請求人:三井造船株式会社 他 計9社)
5. 無効審判①審決日 平成24年10月26日
(訂正を認める。請求項6無効。その他請求項の審判請求は不成立)
6. 無効審判②審決日 平成24年11月5日
(訂正を認める。請求項6無効。その他請求項の審判請求は不成立)
7. 審決取消訴訟①判決日 平成25年9月10日
(平成24年(行ケ)第10424号:「請求項6無効」を取り消す)
8. 審決取消訴訟②判決日 平成25年9月10日
(平成24年(行ケ)第10425号:「請求項6無効」を取り消す)
9. 無効審判③請求日 平成26年2月24日
(無効2014-800029 請求人:計22社、新証拠:「環境に優しいバラスト水処理システム
(バラスト水管理国際会議2006に向けて)」と題する文献)
10. 無効審判①, ②確定日 平成26年6月13日
11. 無効審判③審決の予告 平成27年1月23日
12. 無効審判③訂正請求 平成27年3月30日
13. 無効審判③審決日 平成27年10月19日
(訂正を認める。請求は不成立)
14. 審決取消訴訟③判決日(審決維持)平成28年12月26日

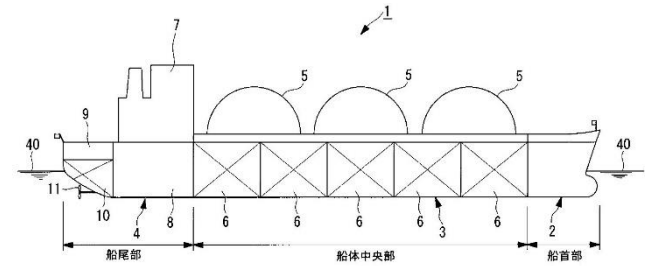
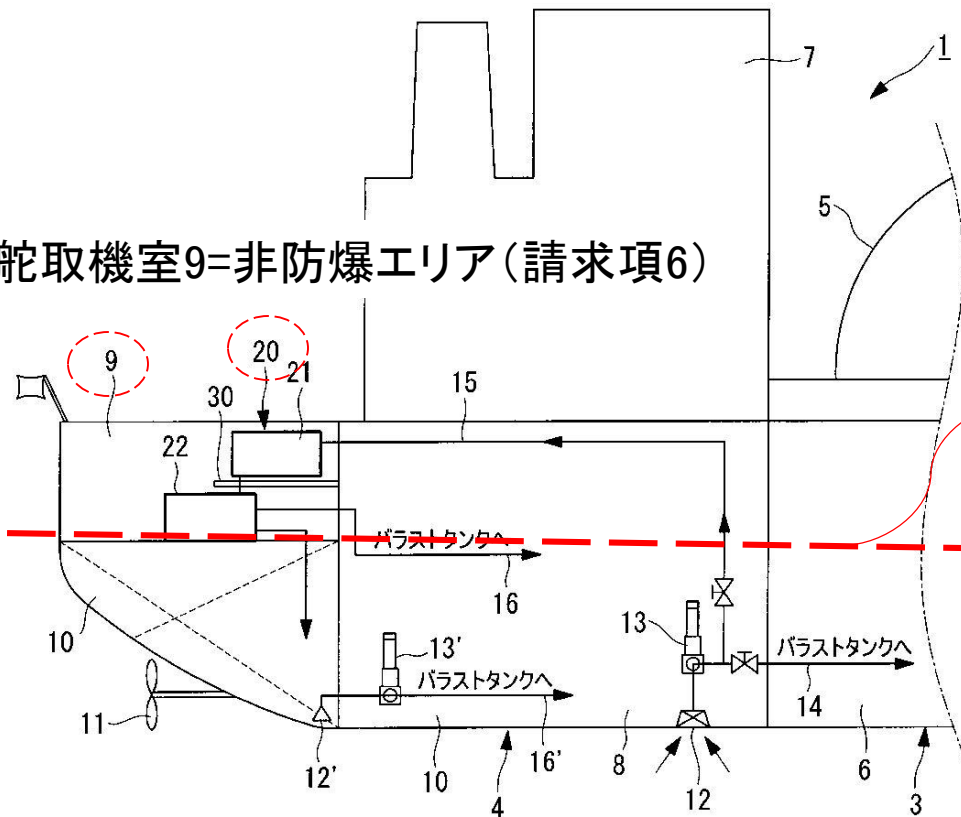
本事件請求時の特許請求の範囲(訂正1回目)

【請求項1】

バラスト水の取水時または排水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させるとともにバラスト水が供給されるバラスト水処理装置を備えている船舶であって、

バラスト水が供給される前記バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配設され、前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することを特徴とする船舶。

舵取機室9=非防爆エリア(請求項6)



吃水線:船腹が水面に接する分界線。

- 1 : LNG船
- 4 : 船尾部
- 6 : バラストタンク
- 7 : 居住区
- 8 : 機関室
- 9 : 舵取機室
- 10 : ボイド
- 20 : バラスト水処理装置
- 30 : デッキ

☆本事件請求時の特許請求の範囲(訂正1回目)

【請求項1】

バラスト水の取水時または排水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させるとともにバラスト水が供給されるバラスト水処理装置を備えている船舶であって、

バラスト水が供給される前記バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配設され、前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することを特徴とする船舶。

☆新証拠:

甲1(「環境に優しいバラスト水処理システム(バラスト水管理国際会議2006に向けて)」と題する文献)が記録された甲1の2(「第3回バラスト水管理に関する国際会議及び展示会(バラスト水管理国際会議2006)」と題するCD-ROM)には、次の発明(検甲1発明)が記載されている。

「バラストタンクと、バラスト水の取水時にバラスト水中の微生物を処理して除去するとともにバラスト水が供給されるバラスト水処理システムと、バラスト水の取水時には取水口よりバラスト水を吸入する流路とバラスト水の排水時には排水口から前記バラストタンク内のバラスト水を排水する流路に設けられたポンプとを備えている船舶であって、バラスト水が供給される前記**バラスト水処理システムが機関室(engine room)や舵取機室(steering room)といった非防爆エリア(non-hazardous area)に設置されている船舶**」



バラスト水処理システムを吃水線よりも上方に位置する舵取機室に設置することは、当業者にとって容易想到

[訂正後(2回目)]

A 船体の姿勢制御や復原性確保のためのバラストタンクと、バラスト水の取水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させるとともにバラスト水が供給されるバラスト水処理装置と、バラスト水の取水時には取水口よりバラスト水を吸入しバラスト水の排水時には排水口から前記バラストタンク内のバラスト水を排水するバラスト水配管系統に設けられ、機関室に設置されたバラストポンプとを備えている船舶であって、統に設けられ、機関室に設置されたバラストポンプとを備えている船舶であって、

B 前記バラスト水処理装置は、前記取水口から取水したバラスト水を前記バラストタンクへ供給する前記バラスト水配管系統に対して、処理装置入口側配管及び処理装置出口側配管を介して連結されており、

C-1 前記処理装置入口側配管及び前記処理装置出口側配管には夫々開閉弁が設けられ、

C-2 これら開閉弁は取水時には開とされ排水時には閉とされ、

D-1 前記処理装置入口側配管と前記バラスト水配管系統との連結点と、前記処理装置出口側配管と前記バラスト水配管系統との連結点との間の前記バラスト水配管系統にも開閉弁が設けられ、

D-2 当該開閉弁は取水時と排水時に閉とされており、

E さらに前記バラスト水配管系統には、前記バラストポンプの下流側で、かつ前記処理装置入口側配管と前記バラスト水配管系統との前記連結点の上流側に、前記バラストポンプから前記バラスト水処理装置へ向かう方向の流れのみを許容する逆止弁が設けられており、

F バラスト水が供給される前記バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配設され、

G 前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することにより、緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成することを特徴とする

H 船舶。

・本事件の概要

特許無効審判請求(無効2014-80029)に対する不成立の取り消し請求

①訂正要件判断

②進歩性判断

の誤りの有無が争点

原告は様々な事項に対して取消事由を列挙。
全てにおいて被告の主張は認められず。

今回は、構成要件Gに関する取消事由について紹介。

〈構成要件Gの明確性について〉

G 前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することにより、緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成することを特徴とする

☆ 訂正の根拠

段落【0033】「舵取機室9は、船舶の吃水より上方に位置するため、緊急時にはバラスト水を容易に船外へ排水できるという利点もある。」

☆ 原告の主張

・構成要件Gの上記記載の追加を含む訂正事項1は、技術的に明確ではない。

構成要件Gの追加は、舵取機室を吃水線よりも上方に位置させることについての主観的利点を付加するものにすぎず、本件訂正発明の船舶の構成を何ら具体的に限定するものではない。

・構成要件Gの上記記載の追加を含む訂正事項1は、新規事項の追加に該当する。

本件明細書の段落【0033】には、「舵取機室が船舶の吃水より上方に位置すること」自体が、緊急時におけるバラスト水船外排水排出の手段であると理解できる記載がされているにすぎず、「舵取機室は吃水線よりも上方に位置させることは別の、緊急時のバラスト水船外排水の手段」は記載されていない。

☆ 裁判所の判断

「バラスト水処理装置」内の「バラスト水」が重力の作用により吃水線まで自然に落下し得る状態にあるとしても、船内に設置された「バラスト水処理装置」内の「バラスト水」を「船外に排水」するのであるから、「緊急時においてはバラスト水を容易に船外へ排水できる」という作用効果を奏するためには、「バラスト水処理装置」が「吃水線よりも上方に位置する」だけでは足りず、緊急時に開放されて「バラスト水処理装置」から船外の吃水線に至る「バラスト水」の流路となる管路(緊急排水用管路)が必要不可欠であることは明らかである。

そうすると、構成要件Gの「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成する」は、本件訂正発明1に係る「船舶」が緊急排水用管路を備え、それによって「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できる」ようになっていることを特定するものと認められる。

以上によれば、構成要件Gは、「バラスト水処理装置」が「吃水線よりも上方に位置する」こと、これにより生じる重力の作用を利用して「バラスト水処理装置」内の「バラスト水」を船外の吃水線に向けて流下させることができる緊急排水用管路が存在することを特定し、それによって「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できる」ようになっていることを特定するものと理解することができる。そして、そのような緊急排水用管路の具体的な構成は、本件訂正明細書に記載されてはいないものの、例えば、緊急時に開とされる開閉弁を備え、「バラスト水処理装置」から船外に通じる排水管など、当業者に自明な適宜の配管で足りると認められる。

構成要件Gの記載は、技術的に明確に理解することができるから、本件訂正発明1を技術的に不明確にするものではない。

☆ 裁判所の判断

構成要件Gは、「バラスト水処理装置」が「吃水線よりも上方に位置する」こととは別に、これにより生じる重力の作用を利用して「バラスト水処理装置」内の「バラスト水」を船外の吃水線に向けて流下させることができる緊急排水用管路が存在することを特定するものであり、その具体的な構成は、本件訂正明細書に記載がなくても、当業者であれば、自明な適宜の配管として理解することができる。このように、訂正事項1による構成要件Gの上記記載の追加は、主観的利点を付加したものではなく、船舶の構成を特定したものである。

また、構成要件Gが特定する事項は、本件明細書に記載した事項であり、新たな技術的事項を導入しないものである。

確かに、明細書における「舵取機室9は、船舶の吃水より上方に位置するため、緊急時にはバラスト水を容易に船外へ排水できるという利点もある。」との記載から、「バラスト水」を緊急時において重力の作用により吃水線まで落下させる配管(緊急排水用管路)を船舶が備えるという構成は想像できるとも思われる。



しかしながら、緊急排水用管路の具体的な構成が、本件訂正明細書に記載されていないものの、例えば、緊急時に開とされる開閉弁を備え、「バラスト水処理装置」から船外に通じる排水管など、当業者に自明な適宜の配管で足りるのであれば、構成要件Gは当業者にとって容易に想到できる構成ではないか？

〈構成要件Gの容易想到性について〉

G 前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することにより、緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成することを特徴とする

☆ 原告の主張

構成要件Gについて、「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように」するための「具体的な構成」が必要であるという審決の解釈を前提としても、当該「具体的な構成」が、本件明細書に明示的な記載はなくても、その記載があるのと同視できる程度に当業者に自明な周知慣用手段であるというのであれば、引用例に明示的な記載はなくても、相違点5は、検甲1発明及び技術常識から容易想到である。洋上を航行する船舶において、緊急時における船外への排水という課題は、安全性の観点から周知の課題であるから(甲64)、そのような課題を認識している当業者がその解決のために検甲1発明に周知慣用手段を適用することは、容易に想到し得る。

☆裁判所の判断

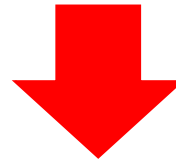
構成要件Gの緊急排水用管路の具体的な構成が本件訂正明細書に記載があるのと同視できる程度に当業者に自明である周知慣用手段であるとされるのは、本件訂正明細書には、「本発明は、・・・舵取機室9が、船舶におけるバラスト水処理装置20の最適な設置場所であることを見いだしたものである。」(【0032】)、「舵取機室9は、船舶の吃水線より上方に位置するため、緊急時においてはバラスト水を容易に船外へ排水できるという利点もある。」(【0033】)と記載されており、これらの記載に接した当業者は、「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成する」という技術的事項を理解できるからである。これに対し、相違点5の容易想到性の判断においては、甲1の2に接した当業者が、甲1の2の記載等に基づき、「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成する」という技術的事項を認識することができたかを検討する必要がある。

そして、舵取機室に設置したバラスト水処理装置が吃水線より上方に位置することを利用して、緊急時にバラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成することは、甲1の2に記載も示唆もされておらず、当業者にとって周知であったとも認められないことは、前記(2)のとおりである。また、原告らの引用する甲64(財団法人日本海事協会発行「2006 鋼船規則 鋼船規則検査要領 D編 機関」)には、バラスト処理装置内のバラスト水の船外排出に関する記載はなく、緊急時にバラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水することが周知の課題であったことを認めるに足る証拠はない。

そうすると、当業者が、検甲1発明において、「緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成する」ことを技術課題として認識していないわけであるから、その解決のための具体的な構成が周知慣用手段であるとしても、検甲1発明にこれを適用して相違点5に係る本件訂正発明1の構成とすることが容易想到であるということとはできない。

☆ 本事件から得られる知見

1. 明細書に効果の記載しかなくても、その効果を奏するための構成が当業者が容易に想到できるのであれば、発明は明確である。
2. 課題が新規なものであれば、その解決のための具体的な構成が周知慣用手段であるとしても、引用発明にこれを適用して容易想到であるということとはできない。



課題が新規なものであれば、その課題を解決するための構成が具体的に明細書に記載されていなくても、当業者がその構成を容易に想到できるのであれば、サポート要件及び進歩性を満たす？

☆検討

課題を「緊急時にバラスト水処理装置からバラスト水を船外排出する。」とし、出願時に下記請求項とした場合に、特許査定となる？

【請求項1】

バラスト水の取水時または排水時にバラスト水中の微生物類を処理して除去または死滅させるバラスト水処理装置を備えている船舶であって、

前記バラスト水処理装置が船舶後方の舵取機室内に配設され、前記舵取機室は吃水線よりも上方に位置することにより、緊急時に前記バラスト水処理装置からバラスト水を船外に排水できるように構成することを特徴とする船舶。